

修正のお願い

『法学部入門〔第3版〕』105頁、国選弁護人の記述部分において、説明が不十分なところがありました。お詫び申し上げますとともに、下記のように改めます。

法律文化社

●105頁14行目 ※下線部分が変更箇所

【訂正後】

…被疑者の段階での国選弁護人制度は2004年になって設けられた制度であり、対象も一定の重い事件の被疑者に限定されていましたが、次第に対象が拡大され、現在では、勾留（刑罰としての拘留とは違います）という逮捕に続く身柄拘束を受けることになった被疑者が釈放されるまでの間、この制度の対象になります。

それに加えて、国選弁護人制度の行き届かない部分を埋めるために、弁護士会で…

【訂正前】

…被疑者の段階での国選弁護人制度は2004年になって設けられた制度であり、対象も一定の重い事件の被疑者に限定されています。

こうした国選弁護人制度の行き届かない部分を埋めるために、弁護士会で…